

○議長 知念富信君 ただいまから令和2年第3回南風原町議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 大城勇太議員、7番 大城 勝議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 知念富信君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月2日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月2日までの24日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりであります。

日程第3．議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第3．議長諸般の報告を行います。令和2年6月定例会後から本日までの諸般の報告をお手元に配付されているとおり、日時、事業名、開催場所を日付順に記入してございます。

その中より2番目ですが、7月3日金曜日に、南風原町老人クラブ連合会新旧役員の歓送迎会がありました。新旧役員のお名前に関しては、議長諸般の報告書の2ページに資料を添付してありますので、ご確認ください。

続きまして3番、県工業連合会等より県産品優先使用についての要請と、4番、町商工

会より地元産品奨励及び地元企業優先使用についての要請に関する陳情がありました。この2件については、例年同様の趣旨をもって陳情されましたので、陳情第8号 県産品の優先使用について（要請）、陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用（要請）と、さらには、新型コロナウイルス感染症拡大は、各市町村においても甚大なる経済的・社会的影響をもたらし、国民生活への不安が続いております。この中で地方税、地方交付税の大幅減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されることから、今後地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくために、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く求めていく必要があることから、全国町村議会議長会より意見書第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出の依頼が届いておりますので、この3件については委員会付託を省略し、本会議で審議採択する旨、議会運営委員会で意見が一致しましたので、後刻議題とします。

次に、7番目の令和2年7月22日水曜日、島尻地域振興開発推進協議会定期総会が開催され、私知念富信と南城市議会議長の国吉昌実議長が南部地区市町村議会議長会の推薦をいただき、島尻地域振興開発推進協議会の委員となったことの報告がありました。

次に、8番の令和2年7月28日火曜日、南風原小学校6年生の児童による防災学習の成果報告会がありました。報告会には町長、副町長、教育長、教育部長と私議長が参加をし、子供たちの目線により南風原の防災について「私たちの願い、考え」と題して学習成果の報告があり、報告の後、町長からは、「町の防災計画に書かれていない、大人が気づかない子供たちの目線による報告があり驚いた」という感想があり、議会としては「これからも子供たちが学習や経験で気づいた要望については、町長のほうへ伝えていきたい」と申し上げました。

本日までに受理した陳情第10号と陳情第11号は、お手元に配付したとおりであります。2件とも総務民生常任委員会へ付託しましたので、ご報告いたします。それぞれの陳情の内容については、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。

次に、南部水道企業団議会の報告、東部消防組合議会の報告、沖縄県介護保険広域連合議会の報告、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の報告、町監査委員から、5月、6月、7月の例月現金出納検査の結果報告についてそれぞれ提出されておりますので、各自ご覧になっていただきたいと思っております。

また、町長より令和元年第3回から令和2年第2回定例会までにおける留意事項等の措置状況報告も提出されておりますので、議員各位でご一読くださるようお願いいたします。以上をもって諸般の報告とします。

日程第4．町長の町政一般報告

○議長 知念富信君 続きまして日程第4．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたので、これを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。それでは私のほうから町政一般報告をさせていただきます。

初めに、総務部総務課関係について申し上げます。町への一般寄附金といたしまして、6月16日に神里シゲ子様（個人）、7月1日に南風原町商工会様、7月10日に金城千枝子様（個人）、8月3日に株式会社日新電器産業様、9月3日に有限会社新京建設様、株式会社新崎開発様、株式会社新崎不動産様よりご寄附がございました。本町の福祉向上や教育の充実のために活用してまいります。また、9月7日にイカリ消毒沖縄株式会社様より、消毒液1リットルボトル100本の寄贈がありました。本町の各施設並びに教育施設等に配布いたします。町からの寄附金としまして、7月に起きた熊本豪雨災害により、被災した八代市へ100万円の寄附を行いました。

次に企画財政課関係について申し上げます。1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業につきましては、8月17日に受付を終了し、本町においては給付対象世帯1万5,782世帯、給付対象人数4万63人のうち1万5,765世帯、4万38人に給付を行い、合計給付額40億380万円、給付率99.9%で事業を終了しました。

次に税務課関係について申し上げます。固定資産税の土地における住宅用特例制度の適用誤りについては現在も調査中ではありますが、新たに判明した69筆、62件、82名への還付額を今定例会、令和2年度一般会計補正予算（第4号）に計上しております。なお、7月31日時点で宅地1万1,130筆中、9,016筆、81%の調査を終えており、引き続き調査を進めてまいります。

次に民生部こども課関係について申し上げます。保育園の整備事業は、よなは第2保育園及び明星保育園が8月1日に開園しました。開園後の8月末時点における待機児童は116名となっております。

令和2年8月からの沖縄県緊急事態宣言を受けて、保育所等や学童クラブを利用する保護者に対して、新型コロナウイルス感染防止の観点から家庭保育の積極的な協力を依頼し、医療従事者等やひとり親家庭に限定した保育の受け入れを実施しました。また、各施設へマスクや消毒液等の物品購入補助、家庭保育の協力に応じた世帯への保育料等の支援、ひとり親世帯等子育て支給給付金として、児童扶養手当受給世帯へ児童1人当たり3万円の補助等の取組を行いました。

次に保健福祉課関係について申し上げます。高齢者及び障がい者を対象とした事業は、新型コロナウイルス感染防止の観点から一部中止をしております。今後は県内の感染状況の動向等を見ながら、再開を判断してまいります。

高齢者の買い物支援事業については8月1日から受付を開始し、7件の利用申し込みとなっております。また、高齢者の見守り、介護予防事業については、地域包括支援センター職員、介護予防事業担当職員、介護・在宅介護支援センター職員で独居世帯等を訪問し、感染予防、熱中症予防、介護予防について周知しております。

次に国保年金課関係について申し上げます。8月と9月の母子健康健診及び住民健診は、感染拡大防止のために中止しております。中止した母子保健事業の中で気になる世帯等については、訪問や電話連絡等の対応を行っており、感染拡大防止に配慮しながら、適宜対応しております。今後の事業の実施については、県内の感染状況の動向等を見ながら再開を判断してまいります。

国民健康保険税については、減免申請が47件、徴収猶予の申請が1件ありました。また、傷病手当金につきましては申請が1件あり、支給決定しております。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。道路ふれあい月間に当たり、例年行っている清掃ボランティア活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、代わりに道路・公園等のボランティア団体の活動状況写真パネル展示を8月17日から28日まで、役場庁舎ロビーにおいて行いました。

工事関係は、交通安全施設整備工事を7月2日、町道舗装・補修工事を7月20日に契約し、9月下旬の完了に向けて取り組んでいます。

住宅リフォーム支援事業は初回の受付を終え、7件の申請がありました。

計画関係は、南風原北IC周辺土地利用計画素案策定業務を7月14日、南風原南IC周辺土地利用計画策定業務を7月21日に契約し、令和3年2月下旬完了に向けて取り組んでいます。

次に都市整備課関係について申し上げます。道路事業の町道10号線は、用地1件を9月下旬の契約に向けて取り組んでいます。町道73号線は、工事を6月30日に、磁気探査業務を7月17日に契約しました。町道68号線の照屋橋は、実施設計委託業務を8月11日に契約しました。

街路事業の津嘉山中央線は、工事を6月19日に契約しました。津嘉山中央線（2工区）は、用地及び物件補償各1件を9月下旬の契約に向けて取り組んでいます。

公園事業の黄金森公園は、工事2件を8月11日に契約しました。津嘉山公園は、工事1件を6月29日に契約し、残りの工事を9月下旬に発注予定です。

次に区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業は、造成工事1件と磁気探査業務1件を6月25日に、出来形確認測量委託業務を8月3日に契約しました。また、物件調査委託業務を6月12日に契約し、8月25日には完了しました。

保留地処分は、一般競争入札により1画地の販売受付を8月3日から開始し、9月18日の入札に向けて取り組んでいます。

浸水対策下水道事業の照屋地内雨水幹線整備は、磁気探査業務を7月1日に、工事を8月19日に契約し、3月下旬に契約した磁気探査業務が7月15日に、5月中旬に契約した物件調査が8月5日完了しました。

津嘉山地内雨水管整備は、工事を6月24日に契約しました。未普及解消下水道事業は、津嘉山地内の汚水管工事を7月2日と7月14日に契約しました。

次に産業振興課関係について申し上げます。例年行われておりますJA両支店の各部会の総会及び表彰式の開催や夏まつりキッズパークなどの催しが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催が自粛されました。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した第一弾のプレミアム付商品券事業（1世帯当たり）は、引換券を7月28日から30日に通知し、商品券をスーパーや観光案内所など、7か所で8月1日から販売をしています。8月31日現在、7月1日から受付の地域産業応援給付金事業は114件、失業者雇用推進事業は1名、雇用調整助成金等申請費用支援事業は1件の受付を行いました。

第二弾のプレミアム付商品券事業（町民1人当たり）は、引換券の通知を9月下旬に行う予定です。地域産業応援支援金事業は8月3日から受付を行い、8月31日現在で261件

の受付を行いました。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。町育英会に寄附金として、3月25日に株式会社宮昌工業様、5月28日に瑞泉酒造株式会社様、6月25日に南風原町建設コンサルタント様、城間利子様より故城間栄四郎様の香典返しとしてご寄附がございました。本町の人材育成事業において活用してまいります。

保健体育班では、町内学校体育施設について、新型コロナウイルス感染拡大により発出された県の緊急事態宣言、沖縄県警戒レベル第3段階への位置づけに伴い、8月1日から当面の間使用停止としています。

社会体育施設については、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部長からの9月4日付、公園施設の利用制限の要請解除に準じて、施設の利用を開始しています。

島尻郡体育協会では、第55回島尻郡陸上競技大会について、8月3日の理事会で中止を決定しました。

学校給食共同調理場の調理用釜設置工事については、8月11日に完了し、9月3日より給食の提供を再開しています。

次に学校教育課関係について申し上げます。7月9日に、元南風原小学校図書館司書の故大湾ゆみ様のご遺族から町へ寄附金の贈呈がありました。南風原小学校と町立図書館の図書購入費として活用してまいります。

7月16日、17日、21日には、町教育委員会による町立幼稚園、小中学校訪問を実施し、教育のより一層の充実を図るため、学校経営方針や学習指導等について意見交換を行いました。

夏休み明け、8月11日から2学期の始業を予定していた小中学校については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月1日より28日までは臨時休校としました。中学3年生については、受験対策や授業時間数確保の観点から、24日より登校を開始しました。また、31日より小中全学年とも学校を再開しております。

また、休業期間中、町立幼稚園においては家庭保育の協力依頼を行いながら、保育が必要な家庭からの受け入れを継続して行い、9月3日から2学期をスタートしました。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。6月12日には、令和2年度第1回地域学校協働本部事業実行委員会を開催し、本年度の「学校応援隊はえぼる」と「放課後子ども教室」の年間計画を決定しました。また、「放課後子ども教室」の事業として、新型コロナウイルス感染拡大防止による学校休校に伴い、自宅等で過ごす子供たちに向けて、「電子レンジで作る簡単ホットケーキの作り方」を、8月25日より町公式動画チャンネルにて配信いたしました。

文化センターでは、慰霊の日に関連して6月1日から7月31日までの期間、平和学習に活用できる所蔵資料を紹介する「平和学習のために」と題して、ミニコーナーを開設しました。また、自宅で学習できる教材として、戦争体験の紙芝居動画「私の家族～中村キクさんの体験～」や、南風原の民話読み聞かせ動画の英語字幕版を公開しました。

6月23日から第26回子ども平和学習交流事業を開始しました。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から県外研修や宿泊学習を取りやめ、各小学校6年生8人の代表による文化センターでの研修、名護市の愛楽園の日帰り研修を行いました。9月20日には、広島県のホロコースト記念館とのオンライン通信による館内の案内や講話による研修を予

定しています。

沖縄県の戦後75年の記念事業、「戦（いくさ）の語り部」功労者として、本町から41名の方々に感謝状が授与されることになりました。これまで多くの機会に苦難の体験を語り、平和の継承のため協力をしてくださった証であり、今後ますますのご活躍を期待しております。

別紙で6月定例会以降の公共工事等に関する行政報告をお付けしておりますので、お目通しをお願いします。

以上を申し上げ、令和2年第3回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。

○議長 知念富信君 以上をもって、町長の町政一般報告を終わります。

これから議案の上程に入ります。

日程第5．議案第60号 南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第5．議案第60号 南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第60号 南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例 南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正をするため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第60号の概要を説明します。3ページ以降の新旧対照表、また、議案第60号資料をお願いいたします。それでは南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例の概要。改正の趣旨、庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び住民基本台帳法の改正に伴い、「住民基本台帳カード」に関する条項が削除されたため、同法の改正前の条項を適用し、今後も同カードを利用するための条例改正を行うものです。

改正する条項、第1条に関すること（趣旨）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条で「住民基本台帳法」が一部改正され、「住民基本台帳カード」に関する条項が削除されたことから、住民基本台帳法の改正前の条項を適用し、従前のとおり同カードを利用するため、「条例は」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第19条の規定による改正前の」を加える。

第2条に関すること（定義）自動交付機利用廃止のため、第1号の「自動交付機」を削除すると、第2号の多機能端末機のみとなり、定義規定とする必要がないことから第2条を削る。第3条に関すること（利用目的）自動交付機を利用廃止することから、第2号中「自動交付機及び」を削り、第2条の定義削除による用語の定義引用のため、「多機能端末機」の次に「（南風原町個人番号カード利用条例第2条に規定する多機能端末機。以下同じ。）」を加える。その他として、一部上削除のため状の繰り上げ修正があります。施行期日、公布の日。以上が議案第60号 南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例の概要となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をしたいと思います。住基カードの自動交付機ですが、役場の南側というんですか、そちらに設置されているものですが、今回老朽化ということですが、いつから設置されていて、利用状況がどうなっていたのか。設置当初は、多分コンビニの交付機などは使えなかったと思いますけれども、役割を終えたということなのかどうか。そのあたりを教えていただきたい。また、これは当初の説明の中では、窓口業務の負担軽減とか、そういう要素の説明もされていたと思いますが、これを廃止するに至った考え方、年間のランニングコストとかそういうことも含めて、廃止したほうが効率的というのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 答えします。壊れた自動交付機は、平成25年の7月から設置しております。コンビニのほうもそのちょっと前からは始まっております。コストのほうですが、平成25年度から令和2年の止まるまでの間、システム開発とか保守料で4,426万円かかっております。約4,400万円です。各種証明の発行は8万件ほどです。今の機種が当初5年リースでやっておりましたが、それが終わった後、1年間継続ということずっと3年近くやっておりました。今の機種は既に廃盤になっておりますので、同じ機種はもうないということです。新しく導入するとなると5年間で約1,000万円近くかかります。コンビニ交付のほうもかなり定着してきております。以前はコンビニ自体が町内には少なかったんです。今は3社ほどありまして、それとイオンさんでもやっておりますので、コンビニがかなり進んでおりまして、コンビニ交付の時間も自動交付機よりは長いので、利用される方が便利になっていると思います。自動交付機については、そろそろ役目が終わったのではないかといいことで、廃止のほうを考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回の報告で行くと、コンビニも平成25年から同様に始まっていると。報告だけ聞くと、自動交付機を入れたけれども負担軽減とか、効率的ではないと。無

駄だったというふうに聞こえますけれども、それでよろしいですか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時33分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 先ほど住民環境課長の機械を導入した平成25年という答弁は、今回廃止された機械の導入時期であり、その前に平成19年より自動交付機は設置しております。2台目の機種が老朽化で故障したことから、今回廃止するということになりました。また、この機械を導入したときには窓口の負担軽減、また、住民のサービス利用の拡充にもつながっておりますが、廃止した理由については住民環境課長からもありましたとおり、コンビニの利用拡充が図られたことから、また、再整備となると多額の費用がかかることから費用対効果、その辺も含めて総合的に判断をして、この機械を終了するという判断をしました。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 総務部長、議運でも言っているのですが、ぜひ答弁は正確にお願いしたいということと、現状のものをもう廃止しても構わないという判断に至ったその数字的根拠とか、件数とかというのは年ごとで当然押さえられていると思うんですが、自動交付機での発行、窓口での発行、コンビニでの発行と、件数も増えている、減っているというのはあると思うんですけれども、そういう判断できるような資料というのは委員会で説明できますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 そういう資料については、委員会で提示していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。

〔「進行」の声あり〕

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第60号 南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第6．議案第61号 南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第6．議案第61号 南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第61号 南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例 南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び所要の改正をするため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第61号の概要を説明いたします。議案書の3ページの新旧対照表並びに議案第61号資料をお願いいたします。南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例の概要。改正の趣旨、庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び多機能端末機を加える改正を行うものです。改正する事項、第2条（定義）、第3条（利用目的）に関すること。自動交付機利用廃止のため、「自動交付機」を「多機能端末機」と改め、「多機能端末機」は民間事業者が設置する端末機のため「町が」を「民間事業者が」に改める。施行期日、公布の日となります。以上が議案第61号南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例の概要となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時39分）

○議長 知念富信君 再開します。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第61号 南風原町個人番号カード利用条例の一部を改正する条例については、総務民生常

任委員会に付託いたします。

日程第7. 議案第62号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第7. 議案第62号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第62号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び住民基本台帳法等の改正に伴い、所要の改正をするため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第62号の概要を説明いたします。3ページ以降の新旧対照表並びに議案第62号資料をお願いいたします。南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の概要。改正の趣旨、庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び住民基本台帳法等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正する事項、第5条に関すること（印鑑の登録）住民基本台帳法施行令改正に伴い、条ずれが生じたことから、第2項第4号中「法施行令第30条の26」を「法施行令第30条の16」に改める。第7条に関すること（印鑑登録証の交付）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条で「住民基本台帳法」が一部改正され、「住民基本台帳カード」に関する条項が削除されたことから、住民基本台帳法の改正前の条項を適用し従来のとおり同カードを利用するため、ただし書中「住民基本台帳カード（」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第19条の規定による改正前の」を加える。第10条に関すること（印鑑登録証明書の交付）南風原町住民基本台帳カード利用条例の改正に伴う引用条項のずれが生じたため第1項を改正し、多機能端末機の定義を南風原町個人番号カード利用条例第2条の引用に改正するため第6項を改正する。第7項は自動交付機の利用廃止及び引用条例名を正しいものとするため、「南風原町個人番号カードの利用条例」を「南風原町個人番号カード利用条例」に、「自動交付機等」を「多機能端末機」に改める。施行期日、公布の日。以上が南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の概要となります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第62号 南風原町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第63号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第8. 議案第63号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第63号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による通知カードの廃止に伴い、所要の改正をするため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第63号の概要を説明いたします。新旧対照表の8ページ、9ページをお願いいたします。それと議案第63号資料をお願いいたします。南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の概要。改正の趣旨、庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、通知カードの廃止に伴って、手数料の種類及び金額を定めた別表について、所要の改正を行うものです。改正する事項、第2条に関すること（種類及び金額等）自動交付機の老朽化により利用廃止するため、別表中の「自動交付機等」を「多機能端末機」と改正するとともに第1項の引用条例を改正する。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号を通知するための「通知カード」が廃止されたことに伴い、別表中通知カードの再交付手数料の項目を削除する。施行期日、公布の日。以上が南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の概要となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 「通知カードが廃止されたことに伴い」というのは、何で通知カー

ドを廃止するのか。この通知カードというのは、個人番号の「あなたは何番です」という通知があって、それを基にカードを作る人とか作らない人とかいろいろあるんだけれども、その番号が通知カード。これはなぜなのかということ。なくなったということは、転入してきたりすると、すぐ…。それは関係ないか、ほかの市町村でも持っているわけだから。紛失したときだ、それは…。新たに出生があるんだな。そのときにも番号をお知らせしないといけないわけだから、それはどのような形でやるのか。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。通知カードが廃止されて、今後出生される子については、個人番号通知書というのを個別でお送りします。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 これまでのカードと通知書というのは違うのか。最初に渡すのが個人番号カードなのか。あれは個人番号通知書なのか。どっちなのか。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。個人番号通知カードというのは、個人番号が作られたときに皆さん、一斉に送られているものです。それを法律改正以前は、これに代わってマイナンバーカードを申請する方がいらっしゃいました。申請されていない方はマイナンバー通知カードのほうを本人であるという証明とか、そういうものに使われておりました。ただ、今回法律が改正されて、通知カードについては今後廃止しますということになりました。通知カードをなくされた方については、住民票に特別記載のものを請求されれば、個人番号が入っていきます。生まれた子については、通知カードはもう交付しませんので、この個人番号通知書というのを、後ほどJ-L I Sのほうから本人宛てにお送りするということになっています。以上です。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時49分）

再開（午前10時53分）

○議長 知念富信君 再開します。

ほかに質疑のある方はこれを許します。

〔「進行」の声あり〕

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第63号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会へ付託いたします。

暫時休憩します。

休憩（午前10時53分）

再開（午前11時05分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第9．議案第64号 南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例

○議長 知念富信君 日程第9．議案第64号 南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第64号 南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例 南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例を別紙のとおり提出する。提案理由とし、南風原町国土強靱化地域計画を策定するにあたり、新たに南風原町国土強靱化地域計画策定委員会を設置する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第64号資料をお願いいたします。議案第64号 南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例について、概要を説明いたします。平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が平成25年12月に公布・施行され、平成26年6月に同法第10条の規定により「国土強靱化基本計画」が閣議決定されております。同法第4条では、地方公共団体の責務として、国土強靱化に関し、国との役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有すると定めています。本町において、この基本法の理念に基づき、人命保護とどのような大規模自然災害が起こっても機能不全に陥ることなく、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため同法第13条に基づき、「南風原町国土強靱化地域計画」の策定にあたり、町長の諮問に応じ識見者や住民等の参加を得て審議する「南風原町国土強靱化地域計画策定委員会」を設置する必要があるため、本条例を提案いたします。

第1条では、策定委員会の設置目的を規定しております。第2条では、所掌事務について規定しております。第3条では、委員定数及び組織構成を定めております。第4条では、委員の任期について規定しております。第5条では、報酬等について規定しており、本条例の新規制定に伴い「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正も議案第65号にて提案しております。第6条から第11条において、会議運営について規定しております。附則 この条例は、公布の日から施行する。

次のページをお願いいたします。こちらは強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の概要となります。まず基本理念、基本方針、施策の策定、実施の方針、国土強靱化基本計画の策定、脆弱性の評価の実施、強靱化計画の策定と調和して、国土強靱化地域計画の策定などがうたわれた法律となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。以上が議案第64号 南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例の概要となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 1点は、平成25年に法律ができた。計画が決定されたのは平成26年6月、南風原町は何で今なのかということ。今、平成32年か、ということは6年かかっているんですが、これはなぜかということと、もう1点は、この条例の中の第3条で10人以内、1号から4号まであるんですけども、人数はどういう割り振りをするのかということ。この2点をお願いします。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。町が今年度計画策定に至った経緯ですが、こちらは県のほうも策定しておりますけれども、沖縄県のほうは平成31年3月に策定されております。この計画に関しては、県と市町村も調和の取れた計画になるようにということがございまして、県の計画のほうも参考にして策定していきますので、今回の策定となっております。委員の構成につきましては10名としまして、まず識見者として教授、また警察、消防、各種団体の代表、公募による町民の方、また職員も予定して10名の構成で考えております。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前11時13分）

再開（午前11時13分）

○議長 知念富信君 再開します。総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えします。割り振りとして、まず教授の方と各種団体

を3団体、先ほど言いました警察署と消防、公募はお二人、職員を二人予定しております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 公募、職員で4人ということは、残りは識見を有する者と。下のほうの第4号には町長が必要と認める者もあるんですけども、少なくとも6人前後、識見を有する者、教授とか警察とか、消防とか各種団体の中からそういうふうに行うということではよろしいんですか。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 ご質疑のとおりです。

○議長 知念富信君 よろしいですか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第64号 南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第10. 議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、南風原町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例の制定に伴い、同委員の報酬等を定める必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第65号の概要を説明いたします。3ページの新旧対照表をお願いいたします。改め文を読み上げて説明します。特別職の職員で非常勤のも

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表防災会議委員の項の
次に次のように加える。南風原町国土強靱化地域計画策定委員、大学教授、日額1万1,00
0円、その他の委員、日額4,900円。なお、旅費の額については、上記のものと同額となっ
ております。附則 この条例は、公布の日から施行する。以上が特別職の職員で非常勤の
ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要となります。ご審議の
ほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題と
なっております議案第65号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第67号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第4号)

○議長 知念富信君 日程第11. 議案第67号 南風原町一般会計補正予算(第4号)につ
いてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第67号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第4号)
令和2年度南風原町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。(歳入
歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,730万円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億1,870万円とする。2項 歳入歳出予算
の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第
1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、「第2表地
方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第67号 令和2年度南風原町一般会計補正予算
(第4号)について、概要を説明いたします。議案第67号の資料をお願いいたします。ま
ず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、人事異
動に伴う人件費の組替え及び前年度決算による繰越額の確定など補正の必要が生じたの
で、歳入歳出それぞれ5億2,730万円を追加し、補正後の一般会計予算額は197億1,870万
円となります。内容については、8ページ以降の事項別明細で説明いたします。

5ページ、第2表地方債補正について説明いたします。総務債の臨時財政対策債は、限

度額 2 億 7,400 万円に 1 億 2,770 万円を増額し、変更後の限度額は 4 億 170 万円となります。これは普通交付税の算定時に算出される臨時財政対策債発行可能額の決定によるものです。補正後の地方債限度額の合計は 4 億 6,450 万円となります。

では、歳入について説明いたします。8 ページ、9 款 1 項 1 目。地方特例交付金 451 万 3,000 円の増は、県の決定通知によるものです。

9 ページ、10 款 1 項 1 目。地方交付税 1 億 7,867 万 1,000 円の増は、普通交付税交付額の決定通知によるものです。

10 ページ、14 款 1 項 1 目。民生費国庫負担金 727 万 5,000 円の増は、認定こども園に通園する児童の実績増に伴う子どものための教育・保育給付交付金（認定こども園）で、国負担分 2 分の 1 です。

11 ページ、14 款 2 項 1 目。民生費国庫補助金 343 万 5,000 円の増は、学童保育事業の補助基準額改定及びいこいの第 2 学童クラブ新規開所に伴う子ども・子育て支援交付金で補助率 3 分の 1、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金及び事務費補助金は事業費の不足によるもので、補助率 10 分の 10 です。2 目。衛生費国庫補助金 16 万 5,000 円の増は、母親学級をオンラインで実施するためのオンライン保健指導等補助金で、補助率 2 分の 1 です。4 目。教育費国庫補助金 1,087 万 2,000 円の増は、小中学校において G I G A スクールサポーターを配置及びウェブカメラを整備するための公立学校情報機器整備補助金、小中学校の感染予防のための消耗品及び備品購入に対する学校保健特別対策事業費補助金で補助率 2 分の 1、公立幼稚園の感染予防のための消耗品及び医薬材料費に対する教育支援体制整備事業交付金は補助率 10 分の 10 です。6 目。総務費国庫補助金 149 万 6,000 円の増は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、補助率 10 分の 10 です。歳出については既に当初予算で計上していますので、財源補正となります。

12 ページ、15 款 1 項 1 目。民生費県負担金 363 万 7,000 円の増は、歳入 10 ページで説明した子どものための教育・保育給付費県負担金（認定こども園）で、補助率 4 分の 1 です。

13 ページ、15 款 2 項 1 目。総務費県補助金 702 万 7,000 円の増は、東部消防庁舎建設に係る市町村磁気探査支援事業補助金で補助率 10 分の 9.5 と、沖縄振興特別推進交付金の各事業費の増減によるものです。2 目。民生費県補助金 418 万 8,000 円の増は、歳入 11 ページで説明した子ども・子育て支援交付金で県負担分 3 分の 1、保育士の労働環境改善のため、保育士確保対策事業補助金は補助率 10 分の 9 です。子どものための教育・保育給付費補助金は、認定こども園の 1 号認定に係る地方負担分に対する県補助で補助率 2 分の 1 です。

14 ページ、17 款 1 項 1 目。一般寄附 260 万円の増は、個人及び企業（6 者）からの寄附金で、同額を財政調整基金積立金に計上しております。10 目。教育費寄附金 52 万円の増は、本町職員の遺族から南風原小学校及び町立図書館の図書購入に対する寄附金と南風原町育英会に対する企業（2 者）からの寄附金で、それぞれ寄附者の意向に沿って歳出に計上しております。

15 ページ、18 款 2 項 1 目。特別会計繰入金 4,509 万 2,000 円及び 2 目。公営企業会計繰入金 1,670 万 2,000 円の増は、各特別会計の前年度決算確定による純繰越金を一般会計へ繰戻すことによるものです。

16 ページ、19 款 1 項 1 目。繰越金 1 億 144 万 1,000 円の増は、前年度一般会計決算の歳入歳出差引額 1 億 7,134 万 1,000 円から、繰越明許費に係る財源繰越分 1,990 万円と、当初予

算計上額5,000万円を差し引いた額の計上です。前年度純繰越金は1億5,144万1,000円になります。

17ページ、20款5項2目。過年度収入895万1,000円の増は、前年度の事業実績報告による国・県の各交付金追加交付分です。7目。雑入301万5,000円の増は、令和元年度決算による介護保険広域連合負担金の介護保険精算還付金です。

18ページ、21款1項1目。総務債1億2,770万円の増は、5ページで説明した臨時財政対策債発行可能額の決定によるものです。

引き続き歳出について説明します。人事異動等に伴い、各款項で組み替えたことによる職員人件費及び各特別会計等で生じた過不足による繰出金については説明を省略いたします。

20ページ、2款1項5目。財政調整基金費3億2,316万9,000円の増は、歳入の16ページで説明した前年度純繰越金額の2分の1を下らない額の純繰越分の計上と、今回の第4号補正、歳入歳出調整後の余剰、及び歳入14ページで説明した寄附金による積立金で、補正後の同基金残高は8億248万8,000円となります。6目。目的基金費208万9,000円の増は、前年度の出納整理期間中に受け入れた寄附金のふるさと応援基金積立金への計上です。10目。不発弾処理促進費971万3,000円の増は、歳入13ページで説明した東部消防組合消防本部庁舎建設磁気探査業務委託料の計上です。12目。地域づくり推進事業費482万4,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の流行により中止となった、南風原町海外移住者子弟研修生交付金事業費、及び国際交流事業の中止による南風原町育英会補助金の減によるものです。

21ページ、2款2項1目。税務総務費、12節。委託料66万円の増は、特別徴収税額通知書の改善を図るための町県民税システム改修委託料の計上です。2目。賦課徴収費1,442万1,000円の増は、住宅用地特例適用誤りによる固定資産税過誤納付還付金・返還金・利息相当額及び督促手数料の計上です。

22ページ、2款3項1目。戸籍住民基本台帳費、12節。委託料22万7,000円及び備品購入費45万1,000円の増は、個人番号カード専用プリンター買換えに伴う計上です。

23から24ページ、3款1項2目。老人福祉費、19節。扶助費164万8,000円の増は、入所者の増による老人ホーム入所保護措置費の計上です。3目。心身障害者福祉費4,900万4,000円の増は、障害者医療費県負担金などの障害者福祉に係る各国県補助の前年度実績による償還金等の計上です。9目。介護保険事業費1,240万円の増は、主に令和元年度決算による沖縄県介護保険広域連合負担金（過年度精算分）等の計上です。

25から26ページ、3款2項1目。児童福祉総務費2,623万2,000円の増は、主に歳入11ページで説明した子育て世帯への臨時特別給付金の事務費及び事業費、認可外保育園への登園自粛要請に伴う認可外保育施設支援金、及び認可外保育施設保育料減免助成金、子ども・子育て支援交付金などの児童福祉に係る各国県補助金の前年度実績による償還金等の計上です。2目。保育所運営事業3,683万円の増は、主に歳入10・12・13ページで説明した認定こども園施設型給付費、歳入13ページで説明した保育士休憩取得支援事業補助金、前年度実績による子育てのための施設等利用給付交付金の国・県への償還金等の計上です。3目。児童厚生施設費106万円の増正は、歳入11・13ページで説明した学童クラブへの各種事業補助金の計上です。

27ページ、4款1項1目。保健衛生総務費、11節29万7,000円の増は、ちむぐくる館の空調設備買換えのため流用した分の補?です。12節33万円の増は、歳入11ページで説明したオンライン母親学級委託料の計上です。

28ページ、4款2項1目。塵芥、し尿処理費310万8,000円の増は、古紙処分の有料化による古紙処理手数料の計上です。

32ページ、8款2項2目。道路新設改良費537万8,000円の増は、主に路面のひび割れ及び法面崩壊による町道48号線概略設計業務委託料、及び無電柱化された電線から民地側へ引き込み工事を行うための無電柱化推進計画負担金等の計上です。

33ページ、8款4項1目。都市計画費985万4,000円の増は、主に照屋地区区画整理事業において、土地区画整理士による支援を行うためのまちづくり技術支援業務委託料等の計上です。

34ページ、9款1項2目。災害対策費566万円の増は、南風原町国土強靱化地域計画策定のための委託料及び委員報酬等の計上です。

36ページ、10款2項1目。学校管理費1,440万8,000円の増は、小学校に学習支援員2名を追加配置するための会計年度任用職員報酬、歳入11ページで説明した消耗品費及び備品購入費、各小学校の光熱水費の増による計上です。2目。教育振興費300万6,000円の増は、歳入14ページで説明した図書購入費、歳入11ページで説明したG I G Aスクールサポーター委託料及びウェブカメラ購入費の計上です。

37ページ、10款3項1目。学校管理費782万2,000円の増は、主に歳入11ページで説明した消耗品費及び備品購入費、各中学校の光熱水費の増等による計上です。2目。教育振興費140万3,000円の増は、歳入11ページで説明したG I G Aスクールサポーター委託料及びウェブカメラ購入費の計上です。

38ページ、10款4項1目。幼稚園費187万7,000円の増は、主に歳入11ページで説明した消耗品費及び医薬材料費、各幼稚園の光熱水費の増等による計上です。

39ページ、10款5項2目。公民館費234万4,000円の増は、中央公民館の空調機修繕のため流用した分の補?です。4目。文化センター費31万7,000円の増は、一括交付金事業の追加による津嘉山区への伝統芸能保存育成補助金です。6目。図書館費10万円の増は、歳入14ページで説明した図書購入費です。

40ページ、10款6項1目。保健体育総務費86万円の増は、黄金森公園テニスコートの備品買換え及び県外ラグビーチームキャンプ誘致のための備品購入費等の計上です。2目。共同調理場運営費153万9,000円の増は、主に調理室及び調味料室の環境改善のための空調機器購入費等の計上です。

以上が議案第67号 令和2年度南風原町一般会計補正予算（第4号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

あと、配付しています議案第67号税務課資料と右上に打たれた資料があると思いますが、こちらのほうは固定資産税の適用誤りによる、これまでの実績の数値の資料となりますので、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは何点か質疑したいと思います。まず、20ページの10目の不発弾処理費用ですが、これは東部消防の庁舎建設予定地の不発弾処理なんですけれども、当初予定していなかった磁気探査が入ってきたことによって工事が約2か月遅れているという状況です。私も東部消防派遣議員ですので、その状況は去る全協でも説明をしたところです。これは東部消防の所在地が南風原町ということで、南風原町がその3町に代わって業務をやるわけなんですけれども、この工事が緊急防災・減災事業債という国の補助事業を使った工事で、非常に工期がきゅうきゅうとなっているものですから、今回予算計上していただいていますけれども、できるだけ早く速やかに執行してほしいということです、その準備とか進捗についてご説明いただきたいと思います。

次に21ページの先ほどの固定資産税の還付金ですが、資料要求してありましたので、ありがとうございました。

次に33ページですが、1目の都市計画費で12節、まちづくり技術支援業務委託料ということで、これは南風原南インターチェンジ、また照屋地区でしたか、ファーマーズのところも含めたところだと思いますけれども、これは予算の段階でも新しい土地利用計画とか、ちょっと場所は違うのかもしれないんですが様々な関連があるんですけれども、あの周辺の開発行為を支援するというふうに理解していますが、今この話が出て、この一、二年で地権者の皆さんとかいろいろ話し合いを重ねていると思います。計画ではいつ頃、全体像と言うんですか、開発計画が始まって、いつ頃どのようになっていくのかというようなところも、少し現段階で分かれば教えてください。

次に36ページですが、学校管理費の中でG I G Aスクールに関連してウェブカメラというものが出てきますけれども、どういうものでどういう活用になるのか。カメラといっても今はタブレットなどでも撮って、遠距離でリモートできますし、どういうものでどういう活用をするのかということをお教えください。

次に40ページです。1目の保育体育総務費の中の備品購入ですが、これは黄金森公園のテニスコートというふうにありましたけれども、以前、私も委員会でしたか、本会議でしたか、ちょっと覚えていませんが、要するに有料で貸し出ししている施設についての備品で、以前は宮城公園とかほかのところ、有料施設なのに、なぜ備品が壊れているのに直さないとか、そういう町民の皆さんの声がありました。今回は黄金森公園ということなんです、また今コロナ禍で貸し出ししていないところもあると思うんですが、やはり町民の皆さんに有料で貸し出ししているところが直せないというのは、私はちょっと理解できないなと思います。今、状況がどうなっているか、その辺をお教えいただきたいです。以上、お願いします。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 それでは磁気探査業務についてお答えいたします。現在の進捗状況ということですが、8月31日付で県のほうから内示が届いております。現在、令和元年度の事業が繰り越しして磁気探査のほうも行っておりますが、この設計変更に伴って、令和元年度分に関しても設計の変更がございました。それでその部分の調整を、設計業者

のほうと町と調整しております。それが済んで、設計変更の契約を済ませて、令和元年度分の工事を着工するという流れになっております。完了した後に、また令和2年度の工事着工を進めていきますので、完了後は速やかに着手できるように進めていきたいと考えております。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えします。33ページ、まちづくり技術支援業務委託料についての進捗、いつ頃に着手されるかということなんですが、令和2年度に、現在進めています事業化パートナーの決定を年内では終えて、そして令和3年度には組合の準備委員会の設立とか、あとは地元の合意形成等も踏まえまして、この技術支援を活用しまして、パートナーとの技術的な面からの支援ということで計画しております。それから令和3年度には具体的に実施設計等、現場に入っていきますので、令和4年度には概略的な換地の計画と。最終的には令和6年、7年あたりからの着手というふうなスケジュールということで考えております。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。今回導入するウェブカメラは、各学校に1台ずつ想定しています。機能としては、カメラ機能とマイクの機能を装備しています。活用方法としては、今校長先生の講話だったり、始業式の際に、1か所から全教室に配信できるような形だったり、生徒総会とかもそのカメラで映して、全クラスへ配信して活用するようなことを想定しております。

○議長 知念富信君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん お答えします。黄金森テニスコートの備品の状況ということで、審判台等を今回購入して設置いたします。

テニスコートの整備について、壊れているところは随時修繕も行っているんですが、今回、審判台等の備品を入れることで、壊れている箇所はないかと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず、磁気探査業務ですが、昨年度の工事とも関連するということですがけれども、どちらにせよ、この工期の後ろが非常に窮屈なスケジュールです。消防に代わって南風原町が実施しているわけですが、3町の事業計画自体も磁気探査業務と関連してきますので、できるだけ早く、今もやっていると思いますけれども、引き続きお願いをしたいと思います。

次にまちづくり技術支援業務ですが、今の答弁で行くと大まかには令和3年頃に、その事業主体となる組合とか、そういうものが決まって、そこから素案ができて、令和6年か

ら7年には着工されると。そういう理解をしますけれども、それでよろしいですか。分かりました。

次に36ページのウェブカメラですが、後でまた答えてください。ウェブカメラですけれども、各学校に1台ということであれば、その1台を例えば配信する場所に持って行って、簡単に言えばビデオカメラを新しく購入するようなイメージになるわけですね。その専門機材というふうになるんですか。いろいろ種類があるものですから、専門機材なのか、通常、今は携帯1個でもウェブ配信とかいろいろできるものですから、そういう効率的に配信するための専門機材なのか。それをどのように編集して扱うとか、そういうものがやりやすいとかやりにくいとかいろいろあると思うんですが、そのあたりもちょっと補足していただきたいと思います。

次、40ページの体育施設ですが、この審判台を整備すればあとは不備はないということだったんですけれども、これは黄金森公園のテニスコートに限らず、町内の有料で貸し出しできる施設は全部かという趣旨で聞いていますので、そういうところも随時直して、現状では問題なく有料施設については全て使える状態であると。コロナ禍の影響とかは別として、そういう理解でいいのか。再度確認をお願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 仲里 明君 お答えします。先ほど議員のほうから令和3年度に組合設立じゃないですかというご意見があったんですが、私が申し上げたのは準備組合の設立と。組合の前段の準備の設立は令和3年度ですと。実質的には令和5年度に組合設立の予定をしております。以上です。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 今回のウェブカメラはライブ配信を想定して、このカメラをパソコンに接続して、各教室にあるパソコン等に移動すればその教室で使えるんですが、通常のビデオカメラみたいに撮ってためてということではなくて、ライブ配信を想定していますので、パソコンに差して使うということを想定しております。

○議長 知念富信君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 体育施設については、現状としては貸出しに困っていることはないだろうと考えております。壊れたものに関しては、随時予算を計上して修繕をしたいと思っております。

現状は、壊れている箇所はございません。

○議長 知念富信君 12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん すみません、確認だけお願いします。28ページの古紙処分が有

料になっていることなのですが、手数料は量に対しての手数料なのか。もし量に対してなら、どれぐらいのボリュームでこの金額になっているのか、お願いします。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 答えします。こちらのほうは4月から有料化されておりました、9月までの分については流用をしております。大体、前年度のものから見積もりを立ててやっております。これは金額としては1キロ6円になっておりますので、量は51万7,991キロですね。そちらのほうを掛けて、トータルで310万7,000円になっております。

○議長 知念富信君 12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん コロナの影響で紙類ですね、段ボールとか、そういう量も増えているというふうに聞いているんですけども、前年度の見込みということなのですが、今後も増える可能性はあるのかどうか、お願いします。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 答えします。今年の上半期は、コロナの影響でごみ量が通常よりは種類によっては4倍とか3倍、そのようになっておりました。ただ、コロナが落ち着いたというか、ごみの片づけが終わってきたと思うんです。例年と比べて若干増えていますけれども、8月からはそんなに伸びはないということになっています。前半の部分で片づけは済んでいるようです。

○議長 知念富信君 よろしいですか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議議案第67号 令和2年度南風原町一般会計補正予算(第4号)については、総務民生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

休憩(午前11時55分)

再開(午後1時00分)

○議長 知念富信君 再開します。

日程第12. 議案第68号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長 知念富信君 日程第12. 議案第68号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第68号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 令和2年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,292万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,932万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第68号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、概要をご説明いたします。まず、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び令和元年度決算による繰越額の確定など、補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ4,292万7,000円を追加し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は41億4,932万9,000円となります。

では、歳入について説明いたします。8ページをお願いします。11款1項2目. その他の繰越金4,325万6,000円増は、令和元年度決算に基づく計上です。

9ページをお願いします。12款4項7目. 歳入欠陥補填収入83万3,000円増は、今回の補正による歳入歳出の不足額を計上したことによるものです。

引き続き、歳出について説明します。10ページをお願いします。1款1項1目27節. 繰出金4,325万6,000円増は、令和元年度決算確定による一般会計への繰出金の計上です。

12ページをお願いします。9款1項3目. 償還金249万8,000円増は、沖縄県国民健康保険給付費等交付金（特別交付金・特定健康診査等負担金分）の前年度実績による償還金の計上となっております。以上が議案第68号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第68号 令和2年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第69号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長 知念富信君 日程第13. 議案第69号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第69号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 令和2年度南風原町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,843万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第69号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、概要をご説明いたします。まず、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正についてご説明します。今回の補正は、職員の人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び令和元年度決算による繰越金など、補正の必要が生じたので、歳入歳出313万7,000円を追加し、補正後の後期高齢者医療特別会計予算額は3億1,843万9,000円となります。

では、歳入についてご説明いたします。7ページをお願いします。4款1項1目. 繰越金268万5,000円増は、令和元年度決算に基づく計上です。

引き続き、歳出について説明します。8ページをお願いします。1款1項1目. 一般管理費、27節. 繰出金153万7,000円増は、前年度繰越金から広域連合への保険料未払い分を差し引いた額を一般会計へ繰り出すための計上です。

9ページをお願いします。2款1項2目. 後期高齢者医療広域連合納付金（過年度分）114万8,000円増は、後期高齢者医療広域連合へ納付する過年度分保険料の計上です。以上が議案第69号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第69号 令和2年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、総務民生常任委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第70号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長 知念富信君 日程第14. 議案第70号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第70号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）（総則）第1条 令和2年度南風原町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（収益的収入及び支出）第2条 令和2年度南風原町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入（科目）第1款. 下水道事業収益、既決予定額4億6,456万8,000円、補正予定額マイナス280万4,000円、計4億6,176万4,000円。第2項. 営業外収益、既決予定額2億2,596万2,000円、補正予定額マイナス280万4,000円、計2億2,315万8,000円。支出（科目）第1款. 下水道事業費用、既決予定額5億6,677万7,000円、補正予定額1,389万8,000円、計5億8,067万5,000円。第1款第1項. 営業費用、既決予定額5億1,814万円、補正予定額マイナス280万6,000円、計5億1,533万4,000円。第3項. 特別損失、既決予定額352万4,000円、補正予定額1,670万4,000円、計2,022万8,000円。（資本的収入及び支出）第3条 令和2年度南風原町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入（科目）第1款. 資本的収入、既決予定額2億7,374万6,000円、補正予定額540万円、計2億7,914万6,000円。第3項. 他会計補助金、既決予定額1億5,190万円、補正予定額540万円、計1億5,730万円。支出（科目）第1款. 資本的支出、既決予定額2億7,532万8,000円、補正予定額540万円、計2億8,072万8,000円。第1項. 建設改良費、既決予定額1億2,262万8,000円、補正予定額540万円、計1億2,802万8,000円。（特例的収入及び支出）第4条 令和2年度南風原町下水道事業会計予算第4条の2本文中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,506万1,000円及び1,461万3,000円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,741万4,000円及び2,464万2,000円である。」に改める。（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）第5条 令和2年度南風原町下水道事業会計予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。（科目）（1）職員給与費、既決予定額4,952万7,000円、補正予定額138万1,000円、計5,090万8,000円。（他会計からの補助金）第6条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を259万6,000円増額し、2億245万6,000円とする。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○**経済建設部長 金城政光君** 議案第70号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）について、補足して概要を説明します。今回の補正は、主に前年度決算による繰越額の確定、人事異動に伴う職員給与等の増額、また収益的収支及び支出から資本的収入及び支出への組替え等、必要が生じたため補正を行うものです。

まず、1ページの第2条（収益的収入及び支出）について説明します。収入の既決予定額から280万4,000円を減額し、補正後の収益的収入は4億6,176万4,000円、支出の既決予定額に1,389万8,000円を追加し、補正後の収益的支出は5億8,067万5,000円となります。内容は、事項別明細書で説明します。

16ページをお願いします。収益的収入及び支出をご覧ください。収益的支出で当初管理運営費として営業費用に計上した管渠費の汚水柵設置工事費290万円と処理場費の処理場維持修繕工事費200万円は、工事の内容が新設のため資本的支出の建設改良費となることから組替えによる490万円の減額、総係費で人事異動に伴う給料等138万1,000円の増及び下水道事業経営戦略の策定業務委託料71万5,000円の増、また特別損失の過年度損益修正損（前年度決算確定繰越額）で公共下水道事業が1,315万2,000円、農業集落排水事業355万2,000円で合計1,670万4,000円を計上しております。

15ページの収益的収入は、前述の収益的支出の計上により営業外収益の他会計補助金（一般会計繰入金）280万4,000円の減額を計上しております。

なお、過年度損益修正損（前年度決算確定繰越額）は公営企業会計において、流動資産である現金預金より一般会計へ繰戻しするため収益的収入には計上しません。

次に、1ページの第3条（資本的収入及び支出）について説明いたします。収入の既決予定額に540万円を追加し、補正後の資本的収入は2億7,914万6,000円、支出の既決予定額に540万円を追加し、補正後の資本的支出は2億8,072万8,000円となります。

17ページの資本的収入及び支出をご覧ください。540万円の増は、前述の第2条で説明しました組替えによる資本的支出の建設改良費490万円の増と、農業集落排水事業の柵設置工事50万円の追加によるものです。

次に、1ページの第4条（特例的収入及び支出）について説明いたします。特例的収入及び支出の金額の改めは、3月の打切り決算確定によるもので、未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,741万4,000円及び2,464万2,000円となります。

第5条と第6条は、説明を省略します。なお、2ページ以降に予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が議案第70号 令和2年度南風原町下水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**議長 知念富信君** これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

○**議長 知念富信君** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題と

なっております。議案第70号 令和2年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第71号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 知念富信君 日程第15. 議案第71号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第71号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 令和2年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,301万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,774万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 議案第71号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、補足して概要を説明します。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、雑入で用地等借地料の追加及び前年度決算による繰越額の確定等により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ2,301万円を追加し、補正後の南風原町土地区画整理事業特別会計予算額は5億5,774万2,000円となります。歳入歳出の内容については、6ページ以降の事項別明細で説明します。

歳入について説明します。6ページ、5款1項1目。繰入金1万1,000円増は、職員の人事異動による職員手当等の組替えによるものです。

7ページ、6款1項1目。繰越金2,099万9,000円増は、令和元年度決算確定による純繰越金です。

8ページ、9款2項2目。雑入200万円増は、土地区画整理内の用地等借地料の追加によるものです。

引き続き、歳出について説明します。9ページ、1款1項1目。一般管理費29万9,000円増は、歳入の繰越金で説明しました令和元年度決算確定の一部で、一般会計への繰出金の計上です。

10ページ、2款1項1目。事業費201万1,000円の増は、人事異動に伴う職員手当等増額及び土地区画整理区域内の草刈り、道路補修等維持管理に係る費用の増額です。

11ページ、3款1項1目。基金積立金2,070万円増は、前年度補助事業繰越しにより交付決定額1割の国庫補助分が事業完了まで入金できないことから、基金積立金より支出し

ていたことによる返済金です。

以上が議案第71号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第71号 令和2年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、経済教育常任委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第66号 令和2年度南風原町小中学校電子黒板用P C等購入事業の売買契約について

○議長 知念富信君 日程第16. 議案第66号 令和2年度南風原町小中学校電子黒板用P C等購入事業の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第66号 令和2年度南風原町小中学校電子黒板用P C等購入事業の売買契約について 令和2年度南風原町小中学校電子黒板用P C等購入事業の売買契約について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。記、1. 契約の目的 令和2年度南風原町小中学校電子黒板用P C等購入事業。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額 8,030万円。4. 契約の相手方 住所 那覇市宇安謝638番地、株式会社興洋電子、代表取締役 多良間洋二。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それでは議案第66号の概要等について、補足して説明してまいります。議案第66号 令和2年度南風原町小中学校電子黒板用P C等購入事業の売買契約についてです。まず、2ページをご覧ください。入札結果報告書をご覧ください。令和2年8月26日に入札を行いました。落札額が消費税抜きで7,300万円となっております。3者が入札に参加し、その結果、株式会社興洋電子が落札しております。

3ページをご覧ください。事業の概要としましては、事業名は先ほど申し上げたとおりです。事業の目的については、小中学校の電子黒板の機能強化、補完を図るための物品購入となります。納入場所は、南風原町立小中学校。契約の期間が、契約締結の日から令和

3年2月26日までとなります。現場説明は、令和2年8月12日に行っております。事業の内容としましては、1 電子黒板用P Cを149台、南風原小学校のほうに28台、津嘉山小学校のほうに27台、北丘小学校へ32台、翔南小学校へ19台、南風原中学校のほうに24台、南星中学校19台となっております。2 電子黒板用周辺機器については、149セット。セットの中身としては、プロジェクター、プロジェクターアーム、画像転写用の機器等となっております。内容としましては、南風原小学校のほうに28セット、北丘小学校のほうに32セット、翔南小学校のほうに19セット、南風原中学校のほうに24セット、南星中学校のほうに19セット。すみません、津嘉山小学校を飛ばしたみたいなので、説明申し上げます。津嘉山小学校のほうに27セット。その他、電子黒板用の周辺機器等の設定等を含んでの購入事業となります。以上、概要を説明いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは少し教えていただきたいと思います。この電子黒板ですが、予算のときにもいろいろ聞きましたけれども、最初に導入してから大分年数が経過しているという中で、今回149台入れ替えするわけですが、入れ替えするのは全部でよろしかったですか。老朽化した機器だけだったか、それとも全部だったか。それと、P Cと周辺機器、教育部長の説明でプロジェクターとかいろいろありましたが、パソコンだと本体と、学校で子供たちが見るスクリーンというか、モニターというか、そういういろいろな機器があると思うんですけれども、購入はこれに入っているのか、また別の購入があつて何段階かあるのか。その辺について、少し教えていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん お答えいたします。まず、今回の入れ替えの範囲ですが、平成21年から27年まで電子黒板を整備していきまして、平成25年までのものを今回対象としております。平成27年度のものに関しましては、保守が今年度残っておりますので対象外といたしました。

今回の電子黒板に関しての入替えが、今回の範囲内で終わりかということによろしかったと思うんですが、まず電子黒板本体に関しましては、大まかにプロジェクター、真ん中に写し出すボード、下のほうにパソコンというような形の、主な構成はこうなっております。ボードについてはまだ使えますので、今回そのプロジェクターの部分とパソコンの部分の機能強化ということで対象としておりますので、今回の平成25年度までの電子黒板については、今議案のほうで全て入れ替えるという形になっております。ボードについてはそのまま使うような形でやっていきたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 このボードなんですけど、私も何回か学校公開で見に行つて、父兄の

皆さんから言われたのは画像が薄いと。これだったら大きいテレビのほうがいいのではないのかと、そういう声もあるわけです。以前に私もいろいろな展示会とかを見に行っ、こういう機器があるというのを前課長にもお渡ししたことがあるんです。だから、せっかく導入されても、要するに日中ですし、暗くするわけでもないので非常に見にくいということも言われているんですけれども、このプロジェクター自体の改善で事足りるのか。ボードとプロジェクターの関係性も私は分からないものですから、せっかく導入しても見えないというのはちょっと…。しかもテレビよりも落ちると。価格はこっちのほうが多分安いんだと思うんですけれども、その辺の関連性をどう検討されたか、教えていただけますか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 今回、機能強化するに当たって、液晶型のものというのも実際、見積もりを取りながら検討はしております。当然、写りについては液晶のほうがいいということなんですが、今回プロジェクターを入れ替えますので、プロジェクターを入れ替えることで写りについては改善されるというふうに考えております。検討した中で、やはりボードがまだ使えるというところがございましたので、液晶型とか、その辺の検討については、またその次の入れ替えのときに検討してまいりたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 その導入に当たっては、機能性とか、子供たちが受け取りやすい環境というのを考えてほしいと思っていて、利用できるものは利用したほうがいいんですけれども、ただ、あのボードを使うよりも、例えば教室の一部分をスクリーンを降ろしてとか、そういうこともやれば継続的にできるとか、機能の部分はメーカーとの細かいやり取りだと思いますので、そういう子供たちがよりいい環境でできるような機器選定を今後もやっていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○議長 知念富信君 ほかにございますか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 中身のことにいうよりも、この議案の出し方についてなんですが、今朝は入札結果報告書が出されてましたね。さらに追加、これは追加ですよ。3番目の実績一覧、そのように理解しているんですが、それでいいんですよ。要するに、変更はないですよ。議案と入札結果は変更はなくて、概要も変更はなくて、追加で契約一覧が来たということですね。これまで何回もこういう契約等の議案が出てきているわけですが、私のうろ覚えでは、議案と結果報告と事業概要と契約書の実績ですね。これらは当初で配付されていたかと思うんですが、それで今回入札報告書がないなと思っていたら朝、置かれていましたので、これまではそうじゃなかったんじゃないかなと私思っています、それがそうなのか、どうなのか。私の思う従来どおりの、当初の議案と一緒に配付されるというようなスタイルじゃないといけないのではないかと考えているんですが、こ

の件についてはどうなっているのでしょうか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 こちらのほうは今回、ご指摘のような形で資料が少し従来と違う形で提出されていたので、指摘を受けて直したところでございます。今後は、従来のとおり進めていきたいと思っております。

○議長 知念富信君 進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第66号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第66号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第66号 令和2年度南風原町小中学校電子黒板用PC等購入事業の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17. 議案第48号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする者について

○議長 知念富信君 日程第17. 議案第48号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする者についてを議題とします。まず、提出者から提案理

由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第48号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする事について 南風原町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者としたので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規程により、議会の同意を求めます。提案理由としまして、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規程により、議会の同意を得る必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 議案第48号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする事につきまして、提案理由を申し上げます。現在の農業委員会委員の任期が令和2年9月30日付で満了となることから、新たに農業委員会委員を任命する必要があります。任命に当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第5項において、認定農業者等が委員の過半数を占めるように規定されております。ただし、区域内の認定農業者等の数が委員の定数の8倍を下回る場合は、委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者（認定農業者であった者）などとする事について、議会の同意を得ればこの限りでないとなっております。今回の委員予定者のうち認定農業者等は5人で、委員定数11人の過半数に達していないことと、本町の認定農業者等は現在21名（法人を含む）であり、委員の定数の8倍、88名を下回っていることから、今回の提案となっております。以上が提案の理由であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 認定農業者からは本人の了解も得ながら提案するわけでしょうから、5名しか本人の了解を得られなかったということで過半数にならないということが予想されたものだから、このように法律や施行規則について農業委員でない者もこれに基づいてやろうという提案だと理解しましたけれども、まず2つありますが、1つはこの中で年齢等も考慮しなければならないということで、今読み上げた中にありましたか。法律ではそうなっているようですが、年齢等に著しい偏りがないようにということで、確かに法律にあるようです。実際、農業をやっている方々の年齢も恐らくほぼ比例をしているだろうなというふうに理解するんですが、一方、法律には性別等にもと書いてあるんですね。今回の提案は、女性は一人です。これは実際、農業者の全体を見渡した場合、女性の割合と、委員会に反映されている女性の割合は、ほぼ著しい偏りがないと言えるものなのかどうか。この点をまずお聞きします。

それから今回任期が切れる皆さんについての提案ですから、それについては認定農業者が半数に足りないので準ずる者も加えますという議案が提案されているわけですが、今回仮に議決されたとした場合、この議決はいつまで有効なのか。次回の3年後にさらに同じ

状況が生まれた場合、再度議決をしないとイケないのかということですが、この議決の有効の範囲というのはどうなのか。将来にわたってずっと適用できるということなのか。この点については私、議運でもお聞きしたかと思うんですが、その点はどうなのか。この2点についてお伺いします。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 答弁いたします。1番目の年齢、性別ですが、年齢については偏りが無いようにということですが、今回、周りの市町村を見ますと、農業者の大体の方が高齢なので、大体60歳とか65歳以上の委員が多いので、この趣旨は若い方も入れてくださいという趣旨です。南風原町については今回、次の資料で一覧表があるとおり40代の方も多くいますので、隣接市町村の農業委員の年齢に比べるとバランスが取れているものだと思っております。

そして、女性の農業者の数はどうですかというお話なんですが、すみません、農家の統計は男性、女性という統計がありません。農業センサスにも農家、戸、世帯としての人数の数え方になるものですから、男性、女性については把握しておりません。今回、うちのほうは農業委員が1名、女性の方を今回予定していますけれども、それが適正ですかという話なんですが、それについてはまだまだ少ないとは思いますが、隣接市町村においては女性委員がいないところのほうが多いので、南風原町についてははお一人の予定ですが、女性が一人ということはある程度、隣接市町村に比べたらいいのではないかなと思っております。

続いて2点目、議決なんですが、これはあくまで今回限りです。また次、そういうことがあれば、その都度議会の承認を得てやるということになります。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 後のほうから行きますが、議決の効力、効果の及ぶ範囲、今回限りだということでしたけれども、この提案の文言の中にそういうことが示されているかどうか確認をいたします。

そして、法律の第8条第7項ですか、一番最後、ここに委員の年齢、性別等に著しい偏りが無いように配慮しなければならない。町長に義務づけているわけですが、ところが今聞いたら、農業センサス、国の行う統計調査でも性別が分からない。にもかかわらず、法律でこのように性別に偏りがあってはいけませんと。そうしないようにしなさいという、義務というよりは努力規定みたいに見えますけれども、そうなったらちょっと矛盾するなと私は思うんですね。矛盾しないのかな。そのことについて産業振興課長がおっしゃるわけですから、センサスにそういう性別がないというのは事実なんでしょう。ところが法律でもこのようにうたわれているわけですから、じゃあ、町長はどうやってこの著しい偏りが無いと判断できるのかということも含めて、2点お伺いします。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 先ほども説明しましたが、農業センサスは農家戸数ですので、通常、沖縄とか古来の農家は大体は夫婦でやりますので、先ほど言ったように人でやっているんじゃなくて戸数でやっていますので、自分たちとしては大体夫婦でやっていたいでいるのが大半ではないかと。あとは息子さんとかがやっていて、それも農業センサスでは戸数は1戸として数えております。

そして、女性の偏りが無いということなんですけど、こちらについては極端な話が、応募者は女性が3名いたのに2名の方が保留になって、1名の方しか推薦しないで、あとは全員男性だということになると、それは議員がおっしゃるように優先的に女性の方を委員の候補者の中に入れるということは当然だと思いますけれども、今回応募した中で委員は1人しかいませんでしたので、そういう形の選定の予定となっております。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時48分）

再開（午後1時48分）

○議長 知念富信君 再開します。産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 今回限りということが文言に入っていますかということですが、今回文言的にはやっておりませんが、法律にも「農業者等に準ずる者を選定するときは議会の同意を得なさい」ですので、今回議会に出すということなので、そういう形でその限りだという解釈にしています。すみません、法律じゃないんですけども、あとはQ&Aとかにいろいろあるんですが、こういうときにはその都度、議会の承認を受けなさいとQ&Aにもありましたので、これについては文面を交わしていませんが、そういうことではないという法律の解釈と考えております。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 私、ちょっと不十分な感じがするんですが、まず性別等に著しい偏りが無いようにということについて、あまり断定的でない。家族でやっているとか夫婦でやっているとかというのは、その農業者の登録というのがあるでしょう。それはちゃんと名前で登録するんでしょう。あれは性別はないのかな。家庭、一戸一戸として把握するというのと、例えば前であれば農業者が選挙するわけですよね。家族で一票、決めるわけじゃないでしょう。要するに農業従事者というか、登録されているはずですよ。そこにおける男女比率と、委員会の今の男女比率は、今回の場合10対1ですね。これが妥当と言える範囲なのかどうか。法律によれば町長が判断するわけだけど、そうすると判断する統計、今示していないじゃない。もう一度、これは示してください。

それからハンドブックまで持ち出されるとちょっと困るんですけども、私は3年前のことはすみません、忘れていますが、3年前はどうだったのか。これによると、南風

原町の農業委員会では少ない場合という条項があるので、それを活用したいので議会の同意を求めますと。これは趣旨ですよ。いついつの認定についてというふうなことは書いていないわけで、限定されていないわけで、しなくてもいいとハンドブックに書いてありますと言われてもね…。少なくとも議案でそうになっていないのは私は不備だと思うんですが、そうなのかどうか、改めてご答弁願います。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城政光君 認定のほうを私のほうから説明いたします。任命のほうは、第8条第1項のほうで「委員の任命は、市町村長が議会の同意を得て任命する」というのがございます。この任期が切れたとき、毎回毎回やっていることですね。それを第5条のほうで過半数が認定農業者でないといけませんという条項があります。そのただし書きで、認定農業者が少ない地域においては議会の同意を得て、この認定農業者に準ずる者とすることができますというのがございますので、一番は第1項の認定農業者を認定する、毎回毎回やっているわけですので、第5条のただし書きについても認定するときは当然やるべきというふうに解釈されると思っております。

今、第5条と言いましたが、第8条第5項の但し書も当然、毎回毎回やるべきことというふうに解釈できるものと思っております。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 男女比率の件ですが、先ほどもお話ししましたけれども、今回応募がお一人しかいませんでしたので、町としてもっとバランスを取るというのは、うちが農業委員を募集しますので、そのときに応募が来た中で男女の比率とか年齢のことを考慮しながら選定するということです。今回応募は女性の方が一人しかいませんでしたので、それ以上増やして選定するということはできません。一人応募して一人採用したということなので、そのような形でバランスを取るよう努めましたということなんです。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時55分）

再開（午後2時01分）

○議長 知念富信君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 せっかくの機会ですので教えてください。現在の本町の認定農業者が法人を含めて21人ということなんです。私はこの数字を見ると不勉強ながら、とても意外なんです、少ないなという印象なんです。現在の南風原町の農業委員の定数が11人ですか。

この11人というのは、どんな割り算をして算出されているのかなど。この定員数が変わることはないのかということ。

それから委員になるためには、あるいはなってもらうためにはどんな要件があるんでしょうか。収入、耕地面積、自分で持っている土地、借りている土地、あるいは町内だけでなく、ほかのところでも耕している畑なども含めているのか。そういうことを教えていただきたいんです。この定員11は、ずっとこれまで続いている人数で今後も変わらないのかということ。

それと報酬、そして現在上がっている候補者のお名前を見ると、大体南風原町全域にわたっているかなと思うんですが、これはそのようにしなければいけないという決まりがあるのか。全域にわたらなきゃいけないとか、偏ってはいけないとか、いろいろな要件があるかなと思うんですけれども、その認定農業者としての資格というか要件、そういうことを教えていただけますか。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 定員ですが、これは南風原町の条例で決まっております。読み上げます。「南風原町農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員の定員を定める条例」の中で農業委員の定数ということで第2条、「法第8条の第2項の規定により、政令で定める農業委員会の定数を11名とする」ということでありますので、そういうことです。

それと委員の条件ですが、そのときに町内で畑をしていますか、町外で畑をしていますかということですが、それは問いません。圃場が町内であろうが、町外であろうが構わないということですよ。

収入についても、特に収入については規定というか、条件はありません。ただ、今お話ししたとおり、面積と収入という規定はないんですが、やはり応募してきた方の中で選定するときに面積が大きい方、収入が多い方というのは篤農家よね。耕作面積が小さいとか、収入が少ないというときには、農家がよくおっしゃるのが、兼業農家とか専業農家とかありますけれども、そこら辺になると、選定するときには私たちは専業農家のほうが農業委員としては適切ではないかと思しますので、規定はないのですが、そこら辺で考慮されるということですよ。

そして月収ですが、今資料がないのでうろ覚えですけども、月3万四、五千円だったと思います。あとでまた個別に議員にはご報告したいと思います。

認定農業者の資格ということですが、認定農業者の資格といいますと、基本的に認定農業者を受けるときには農業経営改善計画書というのを作っていただいて認定農業者になるということですよ。どういうことかといいますと、この農業経営改善計画というのは、今畑をしている方が例えばの話ですけども100万円収入がありまして、1,000坪を耕していたとします。この計画では5年計画です。5年間で頑張って収入を、年間でいいますと360万円以上。そういう形でいろいろ規定があります。要は現在よりもさらに向上して、効率的かつ安定的な農業経営をするために計画を立てます。その計画が妥当であれば、認定が受けられるということになります。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 この認定農業者であることを認めてもらうためには、今のお答えだとちゃんと計画書を作って発展的なことをやっていくような方でないと、認定農業者として認められないということなんです。そうすると段々と要件、農業の環境が厳しくなってきたので、現在農業をやっておられる方、養豚も、養鶏は南風原町にはないかなと思うんですけども、この農業の環境が厳しくなってくる中で、今おっしゃったような常に発展的なことを、計画を作ってこれを出さないと認定農業者として認めてもらえないと。厳しいなと思うんですけども、例えばそれをやるとしたら何年ごとのことなのか。農業委員を選定するときだけのことなのか。あるいは毎年毎年なのか。あるいは一定期間で申請して、認めてもらえないと認定農業者になれないのかなと。かなり厳しいなと思うんですけども、そのとおりなのか。

それと今町内の農業従事者は、専業農家と兼業農家を含めて、もしお手元に数字があれば教えていただけますか。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 認定農業者についてご説明いたします。認定農業者は別に農業委員会委員になるためのものではなくて、これは私からするとプラスアルファ的で、それが優先的にできるということです。本来の目的は、私は伸びていくということでお話ししましたけれども、こういう方に。具体的にいいますと、認定農業者をとると、国とか県からハウスの補助がよくあると思います。それは優先的になります。去年も県のハウスのものをやりましたけれども、そういう形のときに沖縄県で枠があったりすると、南風原町から来る。枠をオーバーすると、そういう認定を受けた方がやる気がありますので、認定されていますよね。優先的に補助事業を受けられるとか。そして公庫でお金を借りるときも、この認定農業者については国のほうに利子の2分の1を負担してもらうとかという形で優遇措置があるわけです。なので、認定農業者を受けている方は、ほとんどはこれを受けるとか、これをしていきたいために受けているのが主です。農業委員会のものと今回リンクしていますけれども、そういう農業委員になるための目的で受けている人は私は少ないと思います。本来はその農業関係、ハウスとかトラクターとか、いろいろなものを買うときに国の補助、県の補助を受けるときの支援が認定農業者は優遇されているということです。繰り返しになりますが、お金を借りたとしても利子も国から補助がつくということです。それが大きなメリットです。

答弁漏れがあります。すみませんでした。農家の話ですけれども、センサスでいいますと農家の区別というか、区分として自給的農家もあります。そこが246戸です。兼業農家が78戸。自給的農家が246戸、兼業農家が78戸、専業農家が86戸です。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。最後にもう一度教えてください。定員11名というのは条例か何かで決められているというお話でしたが、これはずっと昔から同じなのか。今後見直しをすることはないのでしょうか。先ほど話したように、農業をする人が段々少なくなっているだろうし、耕地も減ってきているだろうけれども、この11名という定員の見直しはないのでしょうか。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 今、見直しの話は役場内では起きていませんけれども、これは条例ですので、見直すときは当然議会にかけて、皆さんに審議を仰ぐことになると思います。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 何点か確認したいと思います。私の記憶では、この農業委員の定数11人というのは前回、平成29年に農業委員の改正があって、たしか20人ぐらいだったのが農地最適化推進委員というのが新しくできて、農業委員自体の定数が11人に減ったというふうに私は理解をしていますけれども、今回過半数を割るということで、そもそも今21人なのですが、認定農業者、先ほどの答弁で行くと毎年変動がそんなにありますか。これは継続してやられている方が多数なのかなと思うんですけども、この認定農業者の変動がどれぐらいあるのか。場合によっては3年後に認定農業者がもっといないとか、そういうことだって可能性があるわけですから、その辺の状況をどのように見ているかどうかということと、この議案とは直接関連するかどうかは分かりませんが、農業委員というのはかつて農地の適正化、大まかに言えば農業に資することが目的だと思いますけれども、前回この最適化推進委員というのができたことによって、耕作放棄地の解消とか、そういう業務が少し移されたというか、負担が軽減されたのかなというふうに考えるわけですが、前回の改正によって、この3年間でまず農地が増えたのか、耕作放棄地が減っていったのか。この農業委員の役割というのがどのように達成されたのか、そのあたりについて教えてくださいたいと思います。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 3年前の農業委員の数ですが、以前は16名いました。それが11名が農業委員、5名が最適化推進委員ということで、トータルの人数は変わりませんけれども、そのような形で定数が制定されております。

認定農業者が増えたりしますかということなのですが、おっしゃるとおり認定農業者は5年間の認定を受けるんです。5年間は認定なんですけれども、その次、町としては更新してくださいということで、5年ごと計画を立てていかないといけないんですが、やはり切れたら更新しない方がいまして少なくなっていて、また新しく認定を受けた方もいますけれども、やはり皆さん、以前受けた方が年配といたしますか、そういう形でできなくなった方

もいますし、すみません、休憩をお願いします。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時16分）

再開（午後2時16分）

○議長 知念富信君 再開します。産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 今回は21名ですけれども、前回、3年前が25名という形になっております。休憩をお願いします。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時16分）

再開（午後2時16分）

○議長 知念富信君 再開します。産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 議員がおっしゃるとおり、農業委員会の役目は大きく分けて、農業委員は3条の申請、畑の売り買いですね。次は4条の申請、畑以外に転用する申請。5条の申請、畑を畑以外、他人に売るとか、こういう許可をする業務が農業委員の主な形になりました。先ほど遊休地とか、また営農、貸し借りとといいますか、3条の幹旋というのを最適化推進委員のほうでやるような形になっています。でも役割はそういう形なんですけれども、南風原町は5名の方で全部を回することはできないものですから、農業委員の皆さんもこの方に1人ついていくという形で連携をして、去年から多分、農業委員の方が個別訪問とかをしているということをお聞きしたと思うんですが、このような形で遊休地とか、遊休地になるおそれがあるようなところについては、そのような形で最適化推進委員の方ができるだけ農地を守ろうということで活動しています。

農地は増えていますかということなんですが、残念ながら南風原町におきましては、農地は正直いいまして、段々転用が多いものですから減っているのが実情です。

耕作放棄地については、今年の統計で行きますと、去年は、うちのほうは面積は覚えていませんが、2か所ほど大きいのを解消しました。以上です。

○議長 知念富信君 進行しましょうね。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第48号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第48号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第48号 農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 (午後 2 時 20 分)

再開 (午後 2 時 30 分)

○議長 知念富信君 再開します。

日程第18. 議案第49号 南風原町農業委員会委員の任命について
日程第19. 議案第50号 南風原町農業委員会委員の任命について
日程第20. 議案第51号 南風原町農業委員会委員の任命について
日程第21. 議案第52号 南風原町農業委員会委員の任命について
日程第22. 議案第53号 南風原町農業委員会委員の任命について
日程第23. 議案第54号 南風原町農業委員会委員の任命について
日程第24. 議案第55号 南風原町農業委員会委員の任命について
日程第25. 議案第56号 南風原町農業委員会委員の任命について
日程第26. 議案第57号 南風原町農業委員会委員の任命について

日程第27. 議案第58号 南風原町農業委員会委員の任命について

日程第28. 議案第59号 南風原町農業委員会委員の任命について

○議長 知念富信君 日程第18. 議案第49号 南風原町農業委員会委員の任命についてから、日程第28. 議案第59号 南風原町農業委員会委員の任命についてまでの11件の議案を一括議題とします。まず、提出者から報告、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第49号 南風原町農業委員会委員の任命について 南風原町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。記、氏名 仲里 淳、生年月日、住所は表記のとおりでございます。提案理由といたしまして、上記の者は、南風原町農業委員会の委員として適任であると思慮し提案いたします。なお、裏面に履歴書を添付してありますので、お目通しください。

続きまして、議案第50号から議案第59号まで提案理由等は同じでございますので、氏名を読み上げて提案いたします。

議案第50号、富名腰泰裕。以下、お目通しをお願いいたします。議案第51号、中村京睦。以下、お目通しをお願いいたします。議案第52号、赤嶺達也。以下、お目通しをお願いいたします。議案第53号、伊芸善幸。以下、お目通しをお願いいたします。議案第54号、野原和子。以下、お目通しをお願いいたします。議案第55号、大城亀一。以下、お目通しをお願いいたします。議案第56号、金城 親。以下、お目通しをお願いいたします。議案第57号、金城 清。以下、お目通しをお願いいたします。議案第58号、神里敦雄。以下、お目通しをお願いいたします。議案第59号、金城 明。以下、お目通しをお願いいたします。

なお、議案第49号から議案第59号までの資料といたしまして、あらかじめ議員さん方のお手元にお配りしてございますので、資料のほうもご参照ください。以上、11件でございます。ご審議の上、同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから議案第49号から議案第59号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第49号から議案第59号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第49号から議案第59号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩（午後 2 時 34 分）

再開（午後 2 時 35 分）

○議長 知念富信君 再開します。

これから議案第49号から議案第59号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第49号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

これから議案第50号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

これから議案第51号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

これから議案第52号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

これから議案第53号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、

原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

これから議案第54号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

議案第55号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

議案第56号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

議案第57号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

議案第58号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しま

した。

議案第59号 南風原町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

日程第29. 陳情第8号 県産品の優先使用について(要請)

日程第30. 陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)

○議長 知念富信君 日程第29. 陳情第8号 県産品の優先使用について(要請)、日程第30. 陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)は関連しますので、一括議題とします。諸般の報告で説明したように、陳情2件は例年同様の趣旨でもって要請され、毎年採択されております。また、意見書採択の依頼もございません。したがって委員会付託を省略し、本会議で諮る旨、話合いがまとまり、議会運営委員会で意見が一致しました。

お諮りします。陳情第8号、陳情第9号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって陳情第8号、陳情第9号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから陳情第8号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午後2時40分)

再開(午後2時50分)

○議長 知念富信君 再開します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第8号 県産品の優先使用について（要請）を採決します。本件について採択することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本件は、採択することに決定しました。次に、陳情第9号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第9号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）についてを採決します。本件について採択することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本件は、採択することに決定しました。

日程第31. 意見書第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長 知念富信君 日程第31. 意見書第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。まず、本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん それでは読み上げて提案いたします。意見書第7号。令和2年9月9日、南風原町議会議長 知念富信殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、賛成者 南風原町議会議員 大城真孝、石垣大志、照屋仁士、金城好春、浦崎みゆき、大城毅。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年（2020年）9月9日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長 知念富信君 これより質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第7号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって意見書第7号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第7号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを採決します。本案について可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。ご苦労さまでございました。

散会 (午後 2 時 57 分)